

2018 年度第 2 回 広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

- 1 日 時 2018 年 9 月 7 日（金） 15:00～16:50
- 2 場 所 東京化粧品工業会 A 会議室
- 3 出席者 副委員長ほか委員 5 名
 事務局：東京本部 1 名， 関西支部 1 名
- 4 議 題
 - (1) 「訪粧協通信」 No.105 の編集について
 - (2) 株式会社シュシュの入会について
 - (3) 規約等の改正に伴う規定集の取扱いについて
 - (4) 秋の合同委員会の日時・場所・議題等について
- 5 議事要旨
 - (1) 「訪粧協通信」 No.105 の編集について
 事務局から編集案に基づいて説明したところ，事務局作成の編集案のとおり発行することになった。
 - (2) 株式会社シュシュの入会について
 事務局から資料 2 に基づいて，事務局としては入会に同意するが，少し懸念材料もある旨を説明したところ，
 - 訪販協にも入会を申し込んだかどうか訪販協に確認したらどうか
 - 参考までに訪粧協の存在を何で知ったか，なぜ，入会したいと思ったのかについて追加で話を聞いてみたらどうか等の意見があったが，多少の懸念材料はあるものの，①規約・内規上は入会を拒否する理由がないこと，②会員が減少傾向にあるため，会員の増加を考える必要があること，③規約第 5 条の「家庭訪問販売制度を採用する化粧品製造業者」の「採用する」については現時点での採用のみならず，今後の採用予定も含まれると解釈されることなどから，広報委員会として

は入会を認めることとし、この旨を次回の合同委員会に諮ることとした。

(3) 規約等の改正に伴う規定集の取扱いについて

事務局から「訪販化粧品工業協会の運営に関する規定集」(平成24年6月)を配布し、規約等の改正に伴う修正箇所等について説明するとともに、例えば原稿料、講演料について相場に比べて著しく安価な規程になっているが、その取扱いをどうするか、また、改めて規定集の改訂版を発行するかなどについて意見を求めたところ、広報委員会としては紙ベースの規定集を改訂して発行することとし、その際に原稿料、講演料等の規定については削除することとした。具体的にはP23以降。

なお、この件についても次回の合同委員会に諮ることとなった。

(4) 秋の合同委員会の日時・場所・議題等について

合同委員会については11月8日(木)～9日(金)にメナード青山リゾートで開催することとし、この旨、実行委員長及び広報委員長に打診することになった。

以上